

小牧市
重層的支援体制整備事業
実施計画

令和7年3月

重層的支援体制整備事業とは

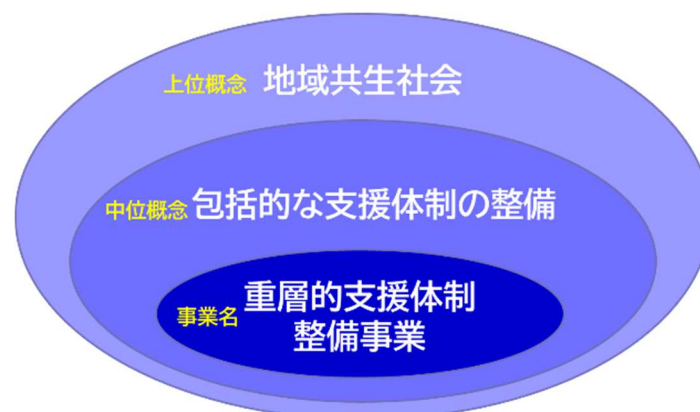
少子高齢化により、単身者や核家族、高齢者のみ世帯が増える等、社会構造が変化しています。

それにより、家族や地域のつながりが希薄化し、介護者や子育て中の親の孤立、不登校・ひきこもり等の社会的孤立、ヤングケアラー、親とこどものダブルケア、8050 問題等、**複雑化・複合化した、既存・単一分野の社会福祉制度だけでは解決困難な生活課題を抱える世帯が増加**しています。

こうした課題に対応するため、国は令和 2 年に社会福祉法（以下、「法」という。）を改正し、**重層的支援体制整備事業**（法第 106 条の 4）を創設しました。重層的支援体制整備事業は、既存の高齢・障がい・こども・生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化かつ複合化した生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「**包括的な相談支援**」、「**参加支援**」、「**地域づくりに向けた支援**」を**一体的に実施する**、重層的で包括的な支援体制を構築する事業です。

重層的支援体制整備事業の目的

重層的支援体制整備事業は、高齢者福祉・障がい者福祉、児童（こども）の福祉、生活困窮の福祉等、福祉における分野を超えた包括的な相談支援体制と課題解決体制を、多様な専門職と地域住民等との協働により構築し、**地域共生社会の実現**に資することが目的です。



重層的支援体制整備事業の基本方針

相談したい人が相談先に迷う事がないよう、相談窓口や関係機関相互の連携強化を図り、それぞれの人に寄り添いながら、必要な情報や適切なサービスにつながるよう、重層的な支援体制を整備します。

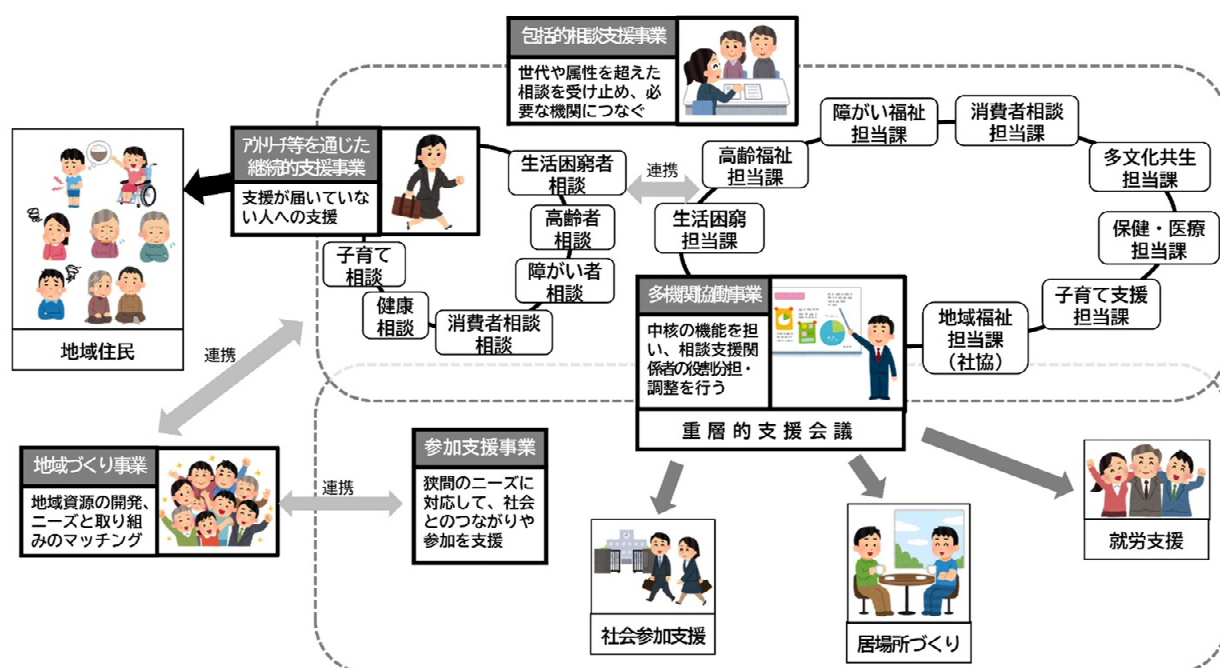
また、相談から迅速かつ的確な支援につないでいけるよう、相談窓口対応のみならず、出張型などの相談体制を充実することで、誰もが相談しやすい体制づくりを進めます。

具体的には、課題を抱えた人が制度の狭間で支援が届かない事がないよう、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。

そして、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。

その他にも、自ら支援につながる事が難しい人のためのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、本人と社会とのつながりが持てるよう支援する参加支援事業、人と人々が支え合う地域を構築する地域づくり事業など、**各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築**します。

事業については、既存事業の活用のほか、狭間の方への支援を行うためニーズに応じ引き続き充実につとめます。



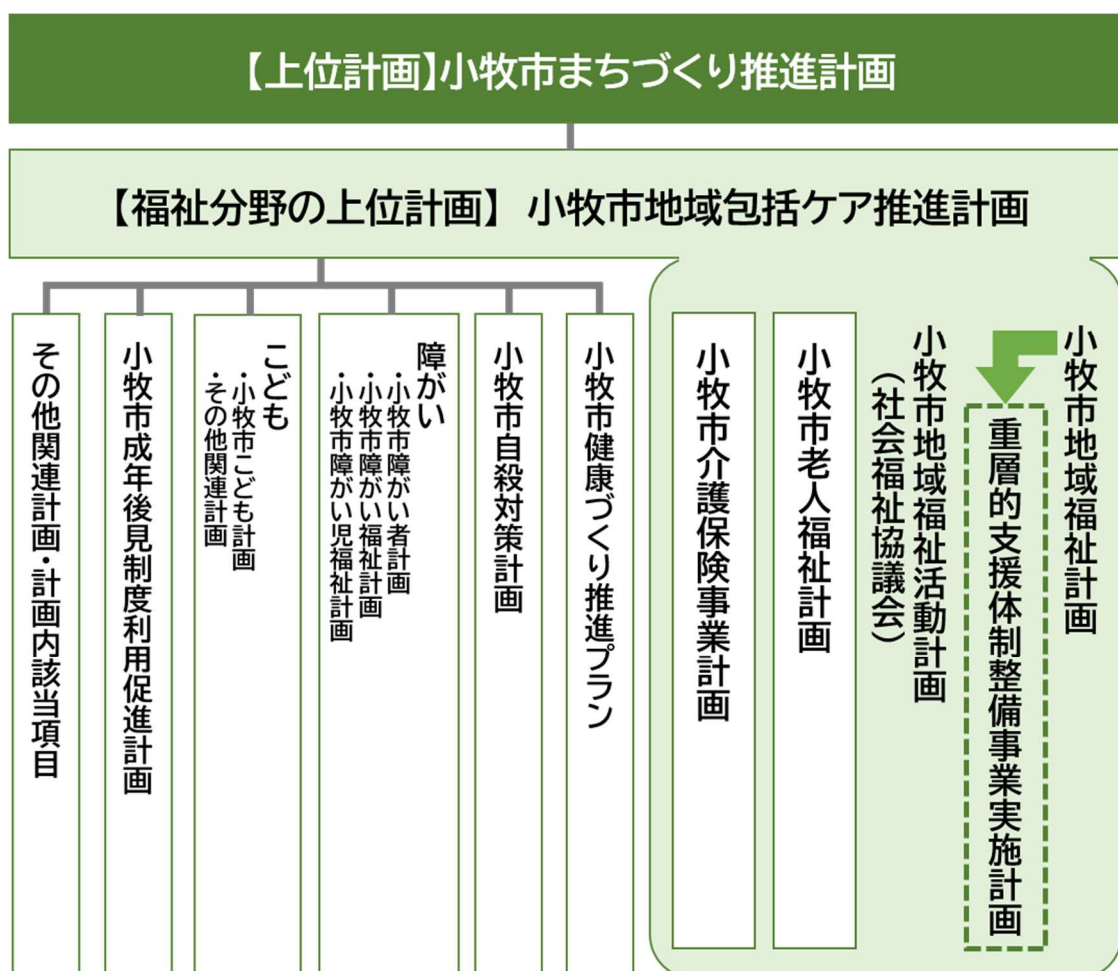
本実施計画の位置づけと期間・評価と見直し

この計画は、重層的支援体制の整備を促進するに当たり、「**小牧市重層的支援体制整備事業実施計画**」を法第106条の5の規定に基づき策定するものです。

本市の最上位計画は「小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画」であり、「小牧市地域包括ケア推進計画」はその下位計画として、地域共生社会の包括的・効果的な推進を目指して策定されました。その「小牧市地域包括ケア推進計画」内の分野別計画である「地域福祉計画」では、「みんなに寄り添う相談体制の充実」を基本方針のひとつに掲げ、その手段として「**重層的支援体制の整備を目指す**」こととしています。

この、「重層的支援体制の整備」を、適切かつ効果的に実施するため、必要な支援体制に関する事項や、事業の具体的な内容及び各事業の関係等を一連にまとめて示すものです。

【実施計画の位置づけのイメージ】



■ 実施計画の期間と事業評価・見直し

本市では、令和４年度（２０２２年度）から令和６年度（２０２４年度）の３年間、重層的支援体制整備事業を、準備事業として部分的に実施しており、令和７年度（２０２５年度）より、全ての体制を整えて本格的な運用が開始します。

計画期間については、「小牧市地域包括ケア推進計画」の分野別計画である「地域福祉計画」に基づく計画であるため、策定から令和１１年度（２０２９年度）とし、将来的には、「小牧市地域包括ケア推進計画」内の分野別計画である「地域福祉計画」の一部として、計画内に位置付けます。

事業評価と見直しについては、「小牧市地域包括ケア推進計画」と連携した形で毎年度実績に対して行うものとし、必要に応じて、関係課において推進状況や方向性を確認し計画内容の見直しについて検討する、庁内の体制を整えます。

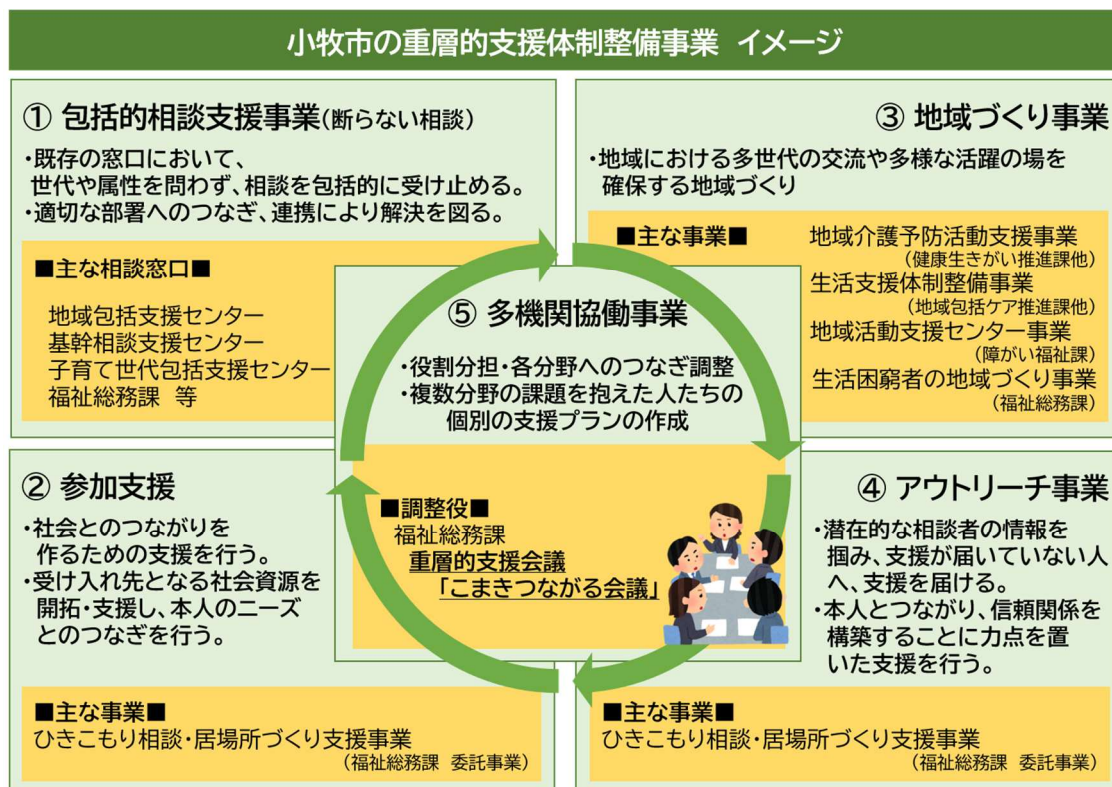
計画	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
小牧市地域包括ケア推進計画	2024～2029					
重層的支援体制整備事業実施計画	策定	2025～2029				

事業の構成と実施内容

重層的支援体制整備事業は、法第106条の4第2項にて、5つの事業で構成されており、それらの事業を一体的に実施するものとされています。

- ① 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)
- ② 参加支援事業(同項第2号)
- ③ 地域づくり事業(同項第3号)
- ④ アウトリーチを通じた継続的支援事業(同項第4号)
- ⑤ 多機関協働事業(同項第5号6号)

小牧市の重層的支援体制整備事業イメージ



また、支援拠点は「基本型・統合型・地域型」に類型化されているなか、本市では、既存事業の機能をベースに複合的な課題を受け止め他機関とつながる「基本型」にて、それぞれの事業について、次のように取り組みます。

① 包括的相談支援事業

高齢・障がい・こども・生活困窮の各分野の既存の相談支援機関が相談支援を行う中で、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間問題に対し、各相談支援機関と関係機関の連携により、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。また、課題の解きほぐしや連携が複雑なケースについては、「多機関協働事業」として対応します。

◆主な事業◆

地域包括支援センターの運営

支援対象者 高齢者やその家族等 **担当課** 地域包括ケア推進課

事業内容 高齢者の生活・介護・認知症などの困りごとについて総合的な相談に応じ、地域の福祉・医療関係者と連携し、必要な支援を行うとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護、介護予防支援と介護予防ケアマネジメント、認知症地域支援・ケア向上などを行います。

実施方法 日常生活圏域全域（6圏域）ごとに設置した5か所の地域包括支援センターで委託により実施（小牧中部圏域と小牧西部圏域は1か所のセンターが担当）

障害者相談支援事業

支援対象者 障がい者やその家族等 **担当課** 障がい福祉課

事業内容 障がいのある方やご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用援助等の支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

実施方法 日常生活圏域で区切るのではなく、障害の特性に応じた体制とし、相談支援センター（6か所）を委託により実施

利用者支援事業

支援対象者 妊婦及び子育て家庭 **担当課** 子育て世代包括支援センターの親とそのこども等

事業内容 こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育・保健等子育て支援の情報提供や相談、サービス利用の支援を行うとともに、妊産婦・乳幼児の健康の保持及び増進、虐待への予防的な対応など、個々の家庭の状況に応じた支援を行います。

実施方法 直営により子育て世代包括支援センター（1箇所）で実施

生活困窮者自立相談支援事業

支援対象者 生活困窮者等 **担当課** 福祉総務課

事業内容 生活困窮者が抱える多様な課題の相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、個々の状況に応じて困窮状態から脱却・自立ができるよう支援を行います。

実施方法 直営により小牧市役所で実施

②参加支援事業

生活課題を抱えながらも、既存の社会参加に向けた事業では対応できず、必要な支援が届いていない方やその家族等の狭間のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

④アウトリーチを通じた継続的支援事業

本人と直接かつ継続的に関わる信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を相談や訪問などにより行います。また、対象者の把握のために、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集する取り組みを行います。

◆主な事業◆

事業名	居場所づくり事業
支援対象者	ひきこもり当事者とその家族等
事業内容	「参加支援事業」と「アウトリーチを通じた継続的支援事業」を一体的に実施する事業で、相談窓口を開設し、当事者やその家族等への継続的なアプローチにより信頼関係を築き、必要に応じて、家庭訪問や同行支援も実施する相談支援を行うとともに、気軽に訪れ、悩みや苦しみを共有できる相談員を配置した「居場所」を運営する参加支援事業を行います。
実施方法	委託により実施
担当課	福祉総務課

③地域づくり事業

地域において、世代や属性を超えて住民同士が交流できる活動やその場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援、サロン等の多様な活動と人をつなぐことにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

◆主な事業◆

地域介護予防活動 支援事業

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を行います。

●認知症予防ゲームの実施及びリーダー養成

地域での認知症予防活動を推進するため、「みんなの認知症予防ゲーム講座」及びみんなの認知症予防ゲームリーダー養成講座を開催します。

活動場所 市内全域

支援対象者 高齢者等

担当課 地域包括ケア推進課

実施方法 直営

●支え合いいきいきポイント推進事業

施設やサロン等でのお手伝い、高齢者のちょっとした困りごと支援などの支え合い活動を促進するため、活動に応じて市内限定商品券と交換できるポイントを付与します。

活動場所 市内全域

支援対象者 高齢者等

担当課 支え合い協働推進課

実施方法 委託

●健康づくりやフレイル予防活動拠点の運営

高齢者をはじめ、世代を問わず健康づくりやフレイル予防につながる「健康習慣化サポート施設」を常設する。身体機能のみならず、食生活の側面からのアプローチを行い、自身の生活習慣を振り返るとともに、継続して自身の健康づくりや介護予防に取り組むことができるようサポートします。

活動場所 市内全域

支援対象者 高齢者等

担当課 健康生きがい推進課

実施方法 委託

●フレイルチェック測定会実施

住民主体による介護予防を推進するため、地域住民の心身の状態を測定するフレイルチェックを身近な地域で開催し、自身の健康状態の気づきを促すとともに、事業を通じて、地域で活躍する人材を育成します。

活動場所	市内全域	支援対象者	高齢者等
担当課	健康生きがい推進課	実施方法	委託

●地域介護予防活動支援事業

地域にお住まいの方の介護予防につなげる活動としてボランティア団体が開催する集いの場を支援します。

活動場所	市内全域	支援対象者	高齢者等
担当課	保健センター	実施方法	直営

生活支援体制 整備事業

高齢により心身の状況が変化しても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、支え合う地域づくりを支援します。

●生活支援体制整備事業

地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握し、地域住民や企業・事業所と連携しながら、サービス提供体制の構築に向けたコーディネートを行い、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

実施方法 日常生活圏域内全域（6圏域）ごとに地域支えあい推進員を配置して実施。

支援対象者	高齢者等
担当課	地域包括ケア推進課
実施方法	委託

●高齢者等生きがい促進支援事業

高齢者の介護予防と、役割がある形での社会参加を促進するため、就労的活動支援コーディネータを配置して、就労的活動を希望する高齢者と、活動の場を提供できる事業者や団体と地域との、マッチングを行います。

活動場所	市内全域	支援対象者	高齢者等
担当課	健康生きがい推進課 地域包括ケア推進課	実施方法	委託

地域活動 支援センター事業	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業を実施します。
活動拠点 地域活動支援センター（市内3箇所 他）	支援対象者 障がい者等
担当課 障がい福祉課	実施方法 委託
地域子育て 支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、助言、講習、情報の提供などを行います。
活動拠点 子育て世代包括支援センター（1箇所） 児童福祉施設（7箇所）	実施方法 直営 委託
支援対象者 乳幼児及びその保護者等	
担当課 子育て世代包括支援センター（子育て世代包括支援センター） 多世代交流プラザ（児童福祉施設）	
生活困窮者の 地域づくり事業	フードドライブ事業の市民への情報発信、普及啓発の事業を行いながら、社会福祉協議会と協力し、こども食堂関係者等の集まりの場にて、困窮者支援のニーズと課題の把握を行います。
実施方法 直営を基本にして、市内全域で地域のニーズに応じて柔軟に実施。	
担当課 福祉総務課	

⑤多機関協働事業

包括的相談支援を行う中で、課題の解きほぐしや連携が複雑なケースについては、「多機関協働事業」により、課題の把握・整理や支援の方向性の整理、支援プランの作成と、当該支援を実施するうえでの各支援関係機関の役割分担を行います。

本市では「多機関協働事業運用の手引き」を定め、「こまきつながる会議」として、重層的支援会議及び支援会議を実施する仕組みを持っています。

支援対象者	複雑化・複合化した課題を抱える人、世帯等
事業内容	各機関が事業を遂行する中で受け止めた、3分野以上の複数の分野（高齢者、障がい者、生活困窮、こども、外国籍など）の困りごとを抱える、課題が複雑化・複合化したケースについて、「多機関協働事業・こまきつながる会議（重層的支援会議）」等を活用し、課題の洗い出しやプラン作成、支援関係機関の役割分担等を行います。 会議は年4回の定期開催を基本とし、必要に応じて随時開催します。
実施方法	直営
会議の位置づけ	「多機関協働事業の手引き」等に基づき、「こまきつながる会議（重層的支援会議）」「支援会議」の2つの会議機能を持ちます。 ■支援会議■ 社会福祉法第106条の6に規定される会議であり、本人の同意なしで実施することができる。地域における支援関係機関が個々に把握している支援を要する方の情報を共有し、必要な支援体制の検討を行うもの。守秘義務が課せられます。 ■重層的支援会議■ 本人同意に基づき、多機関協働事業によって作成した支援プランの適切性の協議や支援プランの終結の評価等を様々な支援関係機関が集まり検討を行います。
担当課	福祉総務課

多機関協働事業イメージ

